

『エイジレス80 コネクト』
バージョンアップ資料
(経理編 Ver. 2.010)

2024 年 2 月 27 日

NRI 社会情報システム株式会社

もくじ

1. バージョンアップ内容 (Ver. 2.010)	1
2. 消費税	2
【消費税集計】	2
【消費税帳票】	3
1】支出明細書	3
2】消費税区分明細書	4
3】計算表 5 (1)、計算表 5(2)、計算表 5(3)	5
4】付表 1-1・付表 1-2・付表 1-3	6
5】付表 2-1・付表 2-2・付表 2-3	7
6】内訳書	8

1. バージョンアップ内容 (Ver. 2.010)

今回のバージョンアップでは、主に以下の機能追加を行いました。

- 消費税集計・帳票について、インボイス対応を行いました。(P2)

機能別の変更内容については、下記<<バージョンアップ内容一覧>>をご覧ください。

<<バージョンアップ内容一覧>>

分類	メニュー・帳票	改 善 内 容	頁
消費税	消費税集計	インボイス対応で追加された消費税区分に関して、消費税集計と振り分けができるようになりました。	P2
	消費税帳票	消費税帳票のインボイス対応を行いました。	P3

2. 消費税

【消費税集計】

[支出]、[支出 (注記)]タブから、インボイス対応で追加された消費税区分に関して、消費税集計と振り分けができるようになりました。

【消費税集計】- エイジレス80 経理

同い(A) 仕訳伝票(B) 当初予算(C) 補正予算(D) 随時集計(E) 消費税(F) 決算(G) 補助金(H) 管理(I) オプション(X) スペシャル(Z)

合計チェック 伝票集計 科目集計 閉じる

事業所

収入 収入 (注記) 支出 支出 (注記) 保護解除

科目	決算額	補助対象						仕入控除有	
		5%	8%	軽減8%	10%	8%・免	軽減8%・免	10%・免	5%
事業費	48,075,429	0	590,000	1,000		0	0	0	0
支払配分金	36,424,583	0	0	0	0	0	0	0	0
支払材料費等	500,000	0	0	0		0	0	0	0

(続き)

管理(I) オプション(X) スペシャル(Z)

票集計 科目集計 閉じる

保護解除

補助対象外						仕入控除無		その他
9%	軽減8%	10%	8%・免	軽減8%・免	10%・免	補助対象	補助対象外	
183,380	0	400,000	0	0	35,314,583	11,331,799	1,160,000	△905,333
0	0	0	0	0	35,314,583	0	1,110,000	0
100,000	0	400,000	0	0	0	0	0	0

【消費税帳票】

消費税帳票のインボイス対応を行いました。

1】支出明細書

支出科目別のインボイス対応で追加された消費税区分の集計結果が確認できるようになりました。

[illegible]

2】消費税区分明細書

- 1) 支出科目別のインボイス対応で追加された消費税区分の集計結果が確認できるようになりました。
- 2) 「課税仕入れにかかる支払い対価の額」で、インボイス対応で追加された消費税区分ごとの集計結果が確認できるようになりました。
- 3) 「非課税売上げのみに要する課税仕入れ」で、インボイス対応で追加された消費税区分ごとの集計結果が確認できるようになりました。

[illegible]

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832
--

3】計算表 5 (1)、計算表 5(2)、計算表 5(3)

「付表 2」に「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑪」、「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫」が追加されたことに伴い、下部コメントの「付表 2-1」「付表 2-2」の項目番号を2つずつ繰り下げました。(24→26、25→27)

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表

(1) 無税期間中の無税売上高が5億円以下、かつ、無税売上割合が95%以上の場合

内容		税率4%適用分	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
		円	円	円	円
調査前の無税仕入れ等の税額の合計額	①				
無税仕入れ等(税率4%)にのみ経過が特定されている特定収入(「無税仕入れ等に係る特定収入」)(計算表2(1)⑧B)	②				
$\text{②} \times \frac{4}{105}$ (1円未満の端数切捨て)	③				
無税仕入れ等(税率6.3%)にのみ経過が特定されている特定収入(「無税仕入れ等に係る特定収入」)(計算表2(1)⑧C)	④				
$\text{④} \times \frac{6.3}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑤				
無税仕入れ等(税率6.24%)にのみ経過が特定されている特定収入(「無税仕入れ等に係る特定収入」)(計算表2(1)⑧D)	⑥				
$\text{⑥} \times \frac{6.24}{108}$ (1円未満の端数切捨て)	⑦				
無税仕入れ等(税率7.8%)にのみ経過が特定されている特定収入(「無税仕入れ等に係る特定収入」)(計算表2(1)⑧E)	⑧				
$\text{⑧} \times \frac{7.8}{110}$ (1円未満の端数切捨て)	⑨				
①-③、①-⑤、①-⑦、①-⑨	⑩	①-③	①-⑤	①-⑦	①-⑨

調査割合(計算表4④)

⑩×⑩(1円未満の端数切)

特定収入に係る無税仕入れ
(⑩+③、⑩+⑤、⑩+⑦、⑩+⑨)

控除対象仕入税額(⑩-⑩)

(注) ④、⑤、⑥、⑦の計算結果がマイナスの場合は、「△」で表示します。

「付表 2-1」「付表 2-2」の項目番号が2つずつ繰り下げとなりました。

「申告書付表 2-2」の24 → 「申告書付表 2-2」の26

「申告書付表 2-2」の25 → 「申告書付表 2-2」の27

「申告書付表 2-1」の24 → 「申告書付表 2-1」の26

「申告書付表 2-1」の25 → 「申告書付表 2-1」の27

○ 税率4%適用分の⑩欄の金額が

- ・ プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の⑩B欄及び「申告書付表 1-2」の⑩B欄(控除対象仕入税額)へ転記
- ・ マイナス(△)の場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の⑩B欄(控除過大調整税額)へ転記します。

○ 税率6.3%適用分の⑩欄の金額が

- ・ プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の⑩C欄及び「申告書付表 1-2」の⑩C欄(控除対象仕入税額)へ転記します。
- ・ マイナス(△)の場合 ⇒ 「申告書付表 2-2」の⑩C欄(控除過大調整税額)へ転記します。

○ 税率6.24%適用分の⑩欄の金額が

- ・ プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の⑩D欄及び「申告書付表 1-1」の⑩D欄(控除対象仕入税額)へ転記します。
- ・ マイナス(△)の場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の⑩D欄(控除過大調整税額)へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑩欄の金額が

- ・ プラスの場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の⑩E欄及び「申告書付表 1-1」の⑩E欄(控除対象仕入税額)へ転記します。
- ・ マイナス(△)の場合 ⇒ 「申告書付表 2-1」の⑩E欄(控除過大調整税額)へ転記します。

4】付表 1-1・付表 1-2・付表 1-3

「付表 2」に「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑪」、「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫」が追加されたことに伴い、「控除過大調整税額③」「控除対象仕入税額④」の転記元番号を変更しました。

第 4-(1)号様式

付表 1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

区分	旧税率分小計 ×	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (× + D + E)
課税標準額①	(付表1-2の①×欄の金額) 201,000	円 387,000	円 509,648,000	※第2条の①欄へ 円 510,236,000
課税資産の譲渡等の対価の額①・1	(付表1-2の①×欄の金額) 201,343	※第2条の①欄へ 387,083	※第2条の①欄へ 509,648,509	※第2条の①欄へ 510,236,935
特定課税仕入れに係る支払対価の額①・2	(付表1-2の①×欄の金額) 0	※第2条の①欄へ 0	※第2条の①欄へ 0	※第2条の①欄へ 0
消費税額②	(付表1-2の①×欄の金額) 12,318	※第2条の①欄へ 24,148	※第2条の①欄へ 39,752,544	※第2条の①欄へ 39,789,010
控除過大調整税額③	(付表1-2の①×欄の金額) 0	(付表2-1の②・③D欄の合計金額) 0	(付表2-1の②・③E欄の合計金額) 0	※第1条の②欄へ 0
控除対象仕入税額④	(付表1-2の①×欄の金額) 1,517,324	(付表2-1の⑤D欄の金額) 982,551	(付表2-1の⑤E欄の金額) 1,308,516	※第1条の②欄へ 3,808,391
返還等対価に係る税額⑤	(付表1-2の①×欄の金額) 0	2,888	4,254	※第2条の①欄へ 12,546

控除過大調整税額③	(付表1-2の③×欄の金額) 0	(付表2-1の②・③D欄の合計金額) 0	(付表2-1の②・③E欄の合計金額) 0
控除対象仕入税額④	(付表1-2の④×欄の金額) 1,517,324	(付表2-1の⑤D欄の金額) 982,551	(付表2-1の⑤E欄の金額) 1,308,516

差引税額⑥ (② + ③ - ④)	(付表1-2の①×欄の金額) 0	※⑤E欄へ 0	※⑤E欄へ 38,431,265	38,431,265
合計差引税額⑦ (③ - ④)				35,943,948
とのおよそ課税標準となる消費税額⑧	(付表1-2の①×欄の金額) 1,519,671		(⑤D欄と⑤E欄の合計金額) 967,646	2,487,317
消費税額⑨	(付表1-2の①×欄の金額) 0		(⑤D欄と⑤E欄の合計金額) 38,431,265	38,431,265
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑩ (⑨ - ⑧)	(付表1-2の①×欄の金額) △ 1,519,671		※第2条の①欄へ 37,463,619	35,943,948
還付額⑪	(付表1-2の①×欄の金額) 398,568		(⑤E欄 × 22/78) 272,925	671,493
納付額⑫	(付表1-2の①×欄の金額) 0		(⑤E欄 × 22/78) 10,839,587	10,839,587
合計差引還付割額⑬ (⑪ - ⑫)				10,168,094

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

5】 附表 2-1 · 附表 2-2 · 附表 2-3

- 1) 「付表 2」に「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑪」、「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫」を追加しました。
- 2) 上記の項目追加に伴い、項目番号が2つずつ繰り下げとなりました。（例：⑪→⑬）
- 3) 様式変更に伴い、注意事項の表記を変更しました。

第 4-(2) 号様式

付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過経費対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

(経過措置として課税仕入れ等の課税等を受ける事業者等向け)

項目		旧税率分(小計)	税率0.24%適用分	税率7.0%適用分	合計F [E+D+E]
		A	D	E	
課税仕入れの経費等の対価の額(①+②+③)	④				※第一号の図式記入 ※計算式②の図式記入 515,238,936
課税仕入れの経費等の対価の額(④の全額)	⑤				515,238,936
1) 通格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑥				96,679
通格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑦				※第一号の図式記入 ※計算式②の図式記入 515,362,656 99%
課税仕入れに係る支払対価(税込み)	⑧	49,184,139	23,132,834	23,831,856	96,148,829
課税仕入れに係る償費税額	⑨	2,341,000	1,338,000	1,868,000	5,547,000
通格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑩	5,000,000	7,071,000	9,074,400	21,075,400
経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑪	238,172	328,888	814,708	1,381,768
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑫	0	0	0	0
特定課税仕入れに係る償費税額	⑬	0	0	0	0
課税仕入れに係る償費税額	⑭	0	0	0	0
控除対象の先給を受ける(受ける)こととなった場合における償費税額の調整(加算又は減算)の額	⑮	0	0	0	0
課税仕入れ等の税額の合計額(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	⑯	2,677,222	1,666,431	2,204,968	6,548,621
課税売上割合が5%以下、かつ、課税売上割合が5%以上の場合(⑯の全額)	⑰	0	0	0	0
⑯のうち、課税売上上げにのみ要するもの	⑱	2,834,719	1,743,418	2,332,623	6,910,760
⑯のうち、課税売上上げと非課税売上上げに共通して要するもの	⑲	1,648	1,733	2,838	6,119
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑯+⑰+⑱×⑲)	⑳	2,836,367	1,745,151	2,335,461	6,916,979
一括対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑯×⑲)	㉑	0	0	0	0
課税売上割合変動時の調整対象国定税率に係る償費税額の調整(加算又は減算)	㉒	0	0	0	0
調整対象国定税率を課税課税用(非課税課税用)に採用した場合の調整(加算又は減算)	㉓	0	0	0	0
居住用資産取得を課税課税用に供した(課税した)場合の加算	㉔	0	0	0	0
控除対象仕入れ税額(⑯+⑰+⑱の全額)±⑲±⑳±㉑	㉕	0	0	0	0
控除対象売上税額(⑯+⑰+⑱の全額)±⑲±⑳±㉑	㉖	0	0	0	0
課税仕入れに係る償費税額	㉗	0	0	0	0

下配通知する

近親者上高5段階の割合、又は近親者上割合が5%未満の割合

初回対応分表

2) 項目番号が2つずつ繰り下げとなりました。(例：⑪→⑬)

3) 注意事項の表記変更

4 の変更

旧：⑨及び⑪欄には、
新：⑨、⑪及び⑬欄には、

5 の追加

5 ⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 52 条又は第 53 条の適用がある場合をいう。

注 ① 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
② 旧税名が適用された取引がある場合は、特記-2を作成してから当該特記を作成する。
③ ④ 及び⑤については、整理し、集約し、集約先と仕入科目の返還率の金額がある場合（仕入科目の返還率の金額を仕入金額から直接算出してする場合を除く。）により、その金額を控除した後の金額を記載する。
⑥ ⑦ の基本勘定とは、所得税法第6条に改正する特記（平成29年法律第15号）附則第2条又は第3条の適用がある場合をいう。

6】内訳書

様式変更に伴い、表記変更しました。

第3-(2)号様式

第二表 課税標準額等の内訳書

課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書

課 税 標 準 額	①	(千円未満切り捨て) 510,035,000
※申告書(第一表)の④欄へ		
課 税 資 産 の 課 税 対 価 の 合 計 額	3 % 適用分	② 0
	4 % 適用分	③ 15,047
	8.3 % 適用分	④ 188,298
	8.24 % 適用分	⑤ 387,083
	7.8 % 適用分	⑥ 509,648,509
	(②～⑥の合計)	⑦ 510,035,592
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	8.3 % 適用分	⑧ 0
	7.8 % 適用分	⑨ 0
	(⑧・⑨の合計)	⑩ 0
消 費 税 額		
※申告書(第一表)の④欄へ		
⑩ の 内 訳	3 % 適用分	⑪ 0
	4 % 適用分	⑫ 800
	8.3 % 適用分	⑬ 11,718
	8.24 % 適用分	⑭ 24,148
	7.8 % 適用分	⑮ 38,752,544
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		
※申告書(第一表)の④欄へ		
⑯ の 内 訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑰ 7,142
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑱ 0
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額		
(注2)	4 % 適用分	⑳ -579,652
	8.3 % 適用分	㉑ -940,019
	8.24%及び7.8 % 適用分	㉒ 37,463,600

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉒欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。